

令和 2 年 4 月 6 日
おいらせ町新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の利用における対策について

【公共施設の利用制限について】

1. 対策内容

公共施設（屋内）の利用制限（4月6日までの小中学生及び高校生利用禁止）を令和2年4月7日から解除する。

ただし、当面の間、1日1回の利用時間は年齢に関わらず、原則、1時間30分を限度とする。

2. 備考

制限を解除するが、利用の際は引き続き次に示す工夫を参考に、感染対策をお願いする。

- ・定期的な換気をする。
- ・利用者等の間隔をなるべく離して利用する（目安は2m以上）。
- ・対面しないレイアウトにする。
- ・氏名、連絡先等を記入する受付票を作成するなどし、利用者を特定する（事後に連絡をとれるようにする）。
- ・懇親会等の会食は中止する（弁当の持ち帰り等への切り替えも考慮する）。
- ・開催時間短縮や、利用者少人数化など、規模縮小する。
- ・発熱や風邪の症状があるなど、具合の悪い方は利用しない（利用を認めない）。
- ・過去2週間以内に発熱や風邪で、受診や服薬等をした方は利用しない（利用を認めない）。
- ・共有物の適正な管理又は消毒の徹底をする。

※所管課の判断で、これまでの制限を継続するなど、上記以上の制限をすることを妨げない。